

議案第44号

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年3月19日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年桑名市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題専門委員会委員長の項中「15,000円」を「25,000円」に改め、同表いじめ問題専門委員会委員（臨時委員を含む。）の項中「10,000円」を「20,000円」に改め、同表いじめによる重大事態再調査委員会委員長の項中「15,000円」を「25,000円」に改め、同表いじめによる重大事態再調査委員会委員の項中「10,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

いじめによる重大事態再調査委員会委員等の報酬を改定するため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)	(略)	(略)	(略)
いじめ問題専門委員会委員長	日額 <u>25,000円</u>	いじめ問題専門委員会委員長	日額 <u>15,000円</u>
いじめ問題専門委員会委員（臨時委員を含む。）	日額 <u>20,000円</u>	いじめ問題専門委員会委員（臨時委員を含む。）	日額 <u>10,000円</u>
いじめによる重大事態再調査委員会委員長	日額 <u>25,000円</u>	いじめによる重大事態再調査委員会委員長	日額 <u>15,000円</u>
いじめによる重大事態再調査委員会委員	日額 <u>20,000円</u>	いじめによる重大事態再調査委員会委員	日額 <u>10,000円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

